



保健福祉課 住民生活課 からののお知らせ

本庁 保健衛生チーム TEL 0994-22-3042
支所 民生チーム TEL 0994-25-2511

いぬ・ねこはマナーを守って飼いましょう。

いぬ、ねこに関する苦情が多く寄せられています。飼い主の方は、近所に配慮して、責任ある飼い方をお願いします。マナーを守り、住みよい町づくりにご協力下さい。



いぬについてのマナー

- ★年に1回狂犬病予防注射を受けましょう。
- ★放し飼いはやめましょう。
- ★散歩中のフン等は必ず持ち帰りましょう。

年1回の狂犬病予防注射は狂犬病予防法で義務付けられています。必ず受けましょう。また、飼い主がすぐ特定できるように、**鑑札又は狂犬病予防注射の接種済票を首輪につけるように**お願いします。

ねこについてのマナー

- ★去勢不妊手術をしましょう。
 - ★無責任なえさやりはやめましょう。
 - ★屋内で飼いましょう。
- ねこに関する苦情、トラブルは屋外で自由に行動させることが原因になっています。屋内で飼うことにより、**排泄物の放置や庭荒しなどの被害も防止できます。**



また、病気からも守ることができるため、室内飼いをお願いします。

詳しい内容につきましては、保健衛生チームまでお問い合わせください。

風しん抗体検査及び麻しん風しん混合ワクチン予防接種費用助成について

8月から風しん抗体検査及び麻しん風しん混合ワクチン予防接種の費用を助成しています。また、平成25年4月から8月までに麻しん風しん混合ワクチンの予防接種を受けられた方で、対象者に該当する方は費用を助成できますので手続きをお願いします。

必要な関係書類等と対象者は以下のとおりです。

詳しい内容や申請につきましては、保健衛生チームまでお問い合わせください。

【予防接種を受けた方】…印鑑、接種済票、領収書、振込先の分かる書類（通帳のコピー等）

【これから抗体検査（抗体がない場合は予防接種）を受ける方】…印鑑のみ

接種希望者	接種希望者
対象者区分	※ワクチン接種日において、錦江町に住民登録し、以下のア～ウに該当。 ア 妊娠を希望している女性で、原則平成2年4月1日以前生まれ、接種時に50才未満の方（ただし、特別の事情がある場合は上記の条件を除く。） イ 妊婦の夫（婚姻関係は問わない。） ウ 妊婦の同居家族

してください。

このため、平成25年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が本年11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書）を添付してください。

この社会保険料控除を受けするためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

12月31日までに納付した保険料が対象です。

年末調整・確定申告まで大切に保管を

年金だより

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます。

住民税務課 電話 0994-22-3039
住民生活課 電話 0994-25-2511
鹿屋年金事務所 電話 0994-42-5121



TEL 0570・070・117
(ナビダイヤル)

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」については、ご照会を、控除証明書のはがきに表示されている番号にお問い合わせください。

また、平成25年10月1日から12月31日までの間に今年初めて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付されます。なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。